

石木ダムは不要！ 13世帯住民の解放を

この一年も、石木ダム予定地の地元の皆さんは、「石木ダムの必要性についての説明が先！」と、付け替え道路敷設工事の阻止行動の毎日でした。この連日の阻止行動は2021年11月末で1300日を越えています。

家屋などの明渡し期限が過ぎた2019年11月29日から、「まったく無駄な石木ダムへの明渡しには応じない！石木ダムの必要性の説明が先！」と、川原（こうぼる）の現地の皆さんは支援者皆さんと共に抗議活動を貫徹し、これまでの生活を勝ち取り続けて2年になります。一日一日の闘いの勝利「行政代執行を許していない」を積み重ねています。

福岡高裁は10月21日の石木ダム工事差止め控訴審において、「事業の必要性不問・平穏生活権侵害否定」の不当判決を下しましたので、13世帯と多くの支援者は上告しています。

控訴審判決では、被告長崎県の覚書不履行を認め、「被告長崎県には、今後も、本件事業につき、地元関係者の理解を得るよう努力することが求められる」と判示しました。長崎県議会で示した長崎県知事の姿勢は、「説得を放棄する、あるいは話し合いを拒否する、そういう姿勢、考え方ではない」というものでした。

長崎県知事の上記姿勢は、「行政代執行をすることなく、従来の説明を繰り返して、住民の理解と立ち退きを待つ」というものです。すなわち、「住民が力尽きて反対できなくなるのを待つ」が、長崎県の基本姿勢です。いくら時間をかけても、「佐世保市の水不足」と「1,400m³/秒の洪水襲来による山道橋下流域の氾濫」は現実に起き得ないことなのですから、誰も困ることはありません。ダム計画の長期化で苦しむのは現地13世帯の皆さんだけです。

13世帯皆さんにとって「死ぬまで石木ダム」はあまりに酷すぎます。石木ダムが利水治水の両面で不要であることは明白であるにもかかわらず、常に立ち退きを迫り続けてきている長崎県・佐世保市に対して、「石木ダムは断念せざるを得ない」を一刻も早く認識させ、長崎県と佐世保市に断念させることが私達の課題です。

- ①. こうぼる現地での「覚書履行を求める行動」を支援する。
- ②. 「石木ダムは不要」が石木ダムの受益予定者とされている人たち（利水面では佐世保市民、治水面では川棚町民）の大きな声になるように、真実を届ける。
- ③. 「そんな無駄なことに税金を使うな」の声を長崎県民・国民から長崎県知事と佐世保市長に届かせる。
- ④. 長崎県選出国會議員と連携をとって、石木ダム事業を支えてきた国土交通省と厚生労働省に対して、石木ダム事業の見直しを働きかける。
などに取組み、「石木ダム早期断念」を目指します。